

3, avenue de Miremont
CH - 1206 Geneva
Tel: +41223463018
Fax: +41223475717
secretariat@internationalpublishers.org

IPA報告書

国際出版連合 (IPA)

GOOGLE / 著作者団体 / 米国出版社協会その他

和解合意 (2008年)

報告書草案・ステータス：2008年12月12日¹

2008年10月28日、Google、米国出版社協会 (Association of American Publishers : AAP)、および著作者団体 (Authors Guild) の三者は、2005年秋にGoogleに対して起こされた2件の訴訟に関して和解することで合意に達したと発表した。著作者団体と5社の米国出版社は、著作権のある書籍を図書館蔵書からスキャンすることと、これらの作品の数行の文章 (「抜粋」) をGoogleのBook Search (書籍検索) プログラムの全ユーザーが入手できることが著作権侵害に該当するとしてGoogleを訴えていた。

著作者団体の訴訟が、世界中の著作者と出版社を代表して起こした集団訴訟として和解に至ったため、この和解合意は、裁判所の承認を得れば、「通知開始日」(2009年1月5日) またはそれ以前に出版 / 配布された書籍 (または書籍に含まれる文章挿入物) と、GoogleのBook Searchプログラムに含めるためにGoogleがデジタル化したり、デジタル化できる作品の著作者と出版社のすべてに自動的に影響を及ぼすことになる。

この報告書では、裁判所がこの和解合意をそのまま承認することを前提とした上で、和解合意の範囲の概要と、米国と世界中の権利保持者が採り得る選択肢を示す。

この報告書のいかなる内容も、法律上またはビジネス上の戦略的アドバイスとなることを意図したのではなく、権利保持者は、和解ホームページ (<http://Books.google.com/Booksrightsholders/>) から入手できる和解文書の原文を参照し、弁護士に相談することが望ましい。

¹和解合意に関する議論と理解は流動的であり、絶えず新たな問題が生じている。したがって、この文書は草案の形をとり、新たな問題が生じると更新される。また、IPAは、米国の会員からの意見を募っている。

影響を受ける権利保持者が採り得る選択肢の要約

選択肢1：何の行動も起こさない：権利保持者は和解に拘束される

- 事実上、権利保持者の絶版書籍の規定された使用を、影響を受ける権利保持者が Google に対して許可することを意味し、間接的には、権利保持者の発行書籍と絶版書籍を一部の米国図書館が使用することを許可することを意味する。
- 権利保持者は、権利保持者の絶版書籍の使用を通じて Google が生み出した収益の一部の分け前を受け取る。
- 権利保持者は、発行書籍について和解合意に基づいて支払われるべき収益の著作権 / 出版社に対する分配、発行書籍と絶版書籍の区分、および（和解の目的でのみ）権利の復帰などを管理するための「著作者出版社手順」に従う。
- 権利保持者が権利保持者の絶版書籍をあらゆる表示使用²から排除することは妨げられない（ただし、図書館使用を含むその他の大半の使用を排除することはできない）。
- 2年以内において、権利保持者が表示使用およびその他の使用（図書館使用を含む）から権利保持者の作品を（ほぼ）完全に除外することを要求することは妨げられない（下記選択肢4を参照）。
- 和解の対象となる書籍に関して、米国の法律に基づいて著作権侵害を後で申し立てることはできない。
- 権利保持者は、既にデジタル化されている作品に対する現金補償を要求できる。
- 手続き：権利保持者による行動は必要ない。行動しないことによって、権利保持者は和解の条件に拘束されることになる。

選択肢2：2009年5月5日までに和解合意から離脱する：権利保持者は和解に拘束されない

- この選択肢は、2009年5月5日まで可能である。
- 影響を受ける権利保持者が、米国の法律に基づいて著作権侵害で Google または参加図書館を訴える権利を維持することを希望する場合、または影響を受ける権利保持者が、Google および完全参加図書館がバックアップ記憶媒体に「除外された」書籍を保存することに反対する場合に、離脱が必要である。
- 和解に基づくいかなる義務も、Google が、Google の「公正使用」の解釈に従って米国において、離脱する権利保持者の作品をデジタル化することを妨げるものではない。
- 権利保持者は、既にデジタル化されている作品に対する現金補償を要求できない。
- 和解合意から離脱すると、和解合意（またはその一部）に対して異議を申し立てることができなくなる。
- 手続き：2009年5月5日までに集団訴訟弁護団和解管理者に正式に通知する。詳細は、和解通知書の Question 15 を参照されたい。

選択肢3：2009年5月5日までに和解合意（またはその一部）に異議を申し立てる：異議が却下されて和解が承認された場合、権利保持者は和解に拘束される

- この選択肢は、2009年5月5日まで可能である。
- 権利保持者は、既にデジタル化されている作品に対する現金補償を要求できる。

²表示使用として正式に定義されていない広告使用に関する例外については、使用の概要を示した下記の表の A.6 を参照されたい。

- 裁判所が異議を押し切って和解を承認した場合、和解合意から離脱することも、Google または参加図書館を告訴する権利を保有することもできない。
- 手続き:理由を記載した正式な異議申立書を裁判所に送付する。詳細は、和解通知書の Question 16 を参照されたい。

選択肢4：限定的な参加：権利保持者は合意に拘束される

以下の点を除いて選択肢1と同様である。

- 権利保持者は最初、何も行動を起こさない。その結果、権利保持者は、和解合意によって認可される（報酬を伴う）表示使用を含め、あらゆる使用に、権利保持者の絶版書籍のすべてを含めることになる。
権利保持者は、出版書籍を Google が表示することを認めない。
- 権利保持者（および Google）は、所定の時点で書籍が出版書籍か絶版書籍のいずれであるとみなされるかを定期的に確認する。
- さらに、2009 年 1 月 5 日までに発行された出版書籍は、和解の対象であり続ける（したがって、規定された図書館使用を含め、これらの出版書籍の特定の使用は引き続き認められ、排除することはできない）。
- 2 年以内において、権利保持者は、Google による使用（表示使用、および図書館使用を含むその他の使用）から書籍を（ほぼ）完全に除外することを要求できる。
- 和解の対象となる書籍の和解で認められた使用に関して、米国において著作権侵害訴訟を後で起こすことはできない。
- 権利保持者は、既にデジタル化されている作品（発行書籍と絶版書籍の両方）に対する現金補償を要求できる。
- 手続き：
 - 絶版書籍を Google による使用から排除するために、いつでも和解管理者 / Book Rights Registry（以下 Registry）に問い合わせたり、和解通知書の Question 9B に記載されるリンクを使用することができる。
 - 書籍を完全に除外するには、和解管理者 / Registry から入手できる、または和解通知書の Question 9D に記載されるリンクを通じて入手できる除外書式に記入する必要がある。

選択肢5：出版書籍と絶版書籍を伴う完全に管理された参加：権利保持者は和解に拘束される

- 以下の点を除いて選択肢 4 と同様である。
- 権利保持者は、Google が、あらゆる発行書籍を規定された表示使用に供することをさらに認可することになる。
- いかなる時点においても権利保持者は、絶版書籍と発行書籍を表示使用から排除（または包含）することができるが、図書館使用を含め、他の特定の使用から作品を排除することはできない（除外権は影響されない）。
- 2 年以内において、権利保持者は、絶版書籍および発行書籍を表示使用およびその他の使用から完全に除外できる。
- 和解の対象となる書籍に関して、米国において著作権侵害訴訟を後で起こすことはできない。
- 権利保持者は、既にデジタル化されている作品（発行書籍と絶版書籍の両方）に対する現金補償を要求できる。
- 手続き：
 - 絶版書籍を Google による使用から排除するために、いつでも、和解管理者 / Registry に問い合わせたり、和解通知書の Question 9B に記載されるリンクを使用することができる。

- 出版書籍の使用を認可するために、いつでも、和解管理者 / Registryに問い合わせたり、和解通知書 / RegistryのQuestion 9Cに記載されるリンクを使用することができる。
- 書籍を完全に除外するには、和解管理者 / Registryから入手できる、または和解通知書のQuestion 9Dに記載されるリンクを通じて入手できる除外書式に記入する必要がある。

2009年5月5日より前に無許可でデジタル化された作品に対する現金補償

- 現金補償を要求できる最終期限は 2010 年 1 月 5 日である。
- 正式な要求があれば、Registry は、権利保持者の承諾を得ることなく 2009 年 5 月 5 日以前に Google によってデジタル化された書籍 / 挿入物ごとに権利保持者に対して現金を支払う。
- 現金支払額は、デジタル化された作品の種類によって異なる。Google が和解基金として支払う義務がある最低額は、主たる作品（タイトル付きの出版された書籍など）で 60 米ドル、全体的挿入物で 15 米ドル、部分的挿入物で 5 米ドルである。
- 権利保持者は、和解合意の一部を成す割り当てプランと著作者出版社手順に従って現金支払いを受ける（取り分は、発行書籍の場合、著作者と出版社の契約によって決まる。絶版書籍の場合、貸し出し作品では出版社に 100%、編集が取り消された書籍では著作者に 100% が支払われる。1987 年以前の絶版書籍の場合、著作者に 65%、出版社に 35%、1987 年以後の絶版書籍の場合、著作者に 50%、出版社に 50%がそれぞれ支払われる）。
- 手続き：
 - 2009年5月5日以降に和解通知書のQuestion 8Cに記載されるリンクを通じて入手できる、既にデジタル化されている書籍のチェックリストを使用して、書籍が2009年5月5日以前にGoogleによってデジタル化されたのかどうか、および書籍がデジタル化されたのかどうかを特定することができる。
 - 和解管理者から入手できる、または和解通知書のQuestion 9Dに記載されるリンクを通じて入手できる現金支払い書籍書式に記入する必要がある。

経緯とスケジュール

2004年12月14日	Googleが図書館蔵書をデジタル化する計画を発表
2005年9月20日	著作者団体が、広範な著作者と出版社を代表してGoogleを告発
2005年10月19日	AAPの支持と資金を受けて5社の出版社(McGraw-Hill、Pearson Education、Penguin Group (米国)、Simon & Schuster、John Wiley & Sons)がGoogleを告発
2008年10月28日	和解協定の発表
2009年1月5日	集団訴訟原告の決定日 (この日付において書籍または挿入物の「米国著作権」を所有する者はすべて、集団訴訟原告とみなされる)
	通知開始日 (この日より、潜在的な集団訴訟原告への連絡が開始される)
	出版日：2009年1月5日までに出版された米国著作権作品すべてのリスト (権利保持者に対する指針として作成されるもので、拘束力はなく、独占的でもない)
2009年5月5日	出版日：既にデジタル化されている書籍のリスト (この日までにGoogleが無許可でデジタル化した(する)書籍に対して現金支払いを受ける資格があるため、このリストは重要である)
	和解合意から離脱できる期限
	和解合意に異議を唱えることができる期限
2009年6月11日	公平性に関する最終聴聞の日付 (裁判所が異議を裁定し、和解を承認するかどうか判断する)
2010年1月5日	権利保持者が現金支払いを要求できる最終期限
2011年4月5日	除外要求の最終期限 (この日より後は、書籍が要求日においてデジタル化されていない場合のみ、除外要求が有効と認められる)

和解合意によって認可される使用³

和解合意により、最大19種類の使用が認可される。次の表では、これらの使用の概要を第2列に、これらの使用を通じてGoogleが生み出す収益の分け前を権利保持者が受け取ることができるかどうかを第3列に、それぞれ示している。また、この表は、和解合意によって既定で使用が認可されるかどうか、または権利保持者の行動がさらに必要であるかどうかを示している（第4列）。最後に、和解合意で規定されている既定の処置を変更したい場合に権利保持者がなすべき手順の概要を示している。

A. 権利保持者に対する収益を生み出す可能性がある使用（「表示使用」）

	使用	説明	権利保持者が受け取ることができる収益の分け前	和解による既定の処置	既定の処置の変更
A.1	機関購読契約	Googleが教育機関、政府機関、および法人に対して書籍データベース（の一部）の期限付きオンライン購読を販売すること。ユーザーは、データベースの内容のページを表示、コピー／貼り付け、（注釈付け）、および印刷することができる。	購読料金の分け前。購読料金は、Googleが提案し、規定された条件に従ってRegistryの合意を得る必要がある。また、規定された価格帯に応じて変更される。 和解合意の項4.1を参照されたい。	市販されている書籍：認可されない。権利保持者が認可できる。 市販されていない書籍：認可される。	RegistryまたはGoogleに指示することで、認可と認可の取り消しがいつでも可能である（Registryがオンライン「管理」ツールを提供する予定である）。
A.2	消費者購入	個人ユーザーに対して書籍へのオンラインアクセスを販売すること。ユーザーは、書籍のページを表示、コピー／貼り付け、（注釈付け）、および印刷することができる。	既定の処置： ・販売料金の分け前。販売料金は、Googleが設計したアルゴリズムによって決定される。 代替処置： ・権利保持者が設定する販売料金の分け前。権利保持者からの明確な情報が必要とされる。 和解合意の項4.2を参照されたい。	市販されている書籍：認可されない。権利保持者が認可できる。 市販されていない書籍：認可される。	一般に、RegistryまたはGoogleに指示することで認可と認可の取り消しがいつでも可能であるが、市販されていない書籍の場合は「付帯要件」があることに注意する必要がある。消費者購入が認可されると、機関購読契約も認可されたものとみなされる。 和解合意の項3.5（b）（iii）を参照されたい。

³和解合意に基づいて明確に定義され、この表で使用されている専門的な用語の大半は、この報告書の本文で説明している。

	使用	説明	権利保持者が受け取ることができる収益の分け前	和解による既定の処置	既定の処置の変更
A.3	プレビュー使用	無償で書籍の一部のプレビューを提供すること。コピー／貼り付け、印刷、または注釈付けはできない。	- 消費者購入をもたらす可能性があるマーケティング手段としてのプレビュー 1冊の書籍に専用のページに広告が表示される場合、権利保持者は広告収入の分け前を受け取ることができる。 和解合意の項4.3を参照されたい。	市販されている書籍：認可されない。権利保持者が認可できる。 市販されていない書籍：認可される。 注：特定のジャンルの書籍は既定で、プレビュー不可またはより制限されたプレビュー（固定プレビュー）に設定される。	オプションのセットメニューから独自の認可を選択できる。RegistryまたはGoogleに指示することで、いつでも排除が可能である。
A.4	新しい収益モデルの一部としての使用（「アクセス使用」）	GoogleとRegistryはさらなるアクセス使用（オンデマンド印刷、カスタム出版／コースパック、PDFダウンロードなど）を開発できるが、新しい商用的利用の場合は、それをすべて権利保持者に通知しなければならない。	使用はGoogleが開発し、Registryの承諾を受けなければならない。 既定の処置：権利保持者が収益の分け前を受け取る。 和解合意の項4.7を参照されたい。	市販されている書籍：認可されない。権利保持者が認可できる。 市販されていない書籍：認可される。	RegistryまたはGoogleに指示することで認可と認可の取り消しがいつでも可能であるが、市販されていない書籍の場合は「付帯要件」があることに注意する必要がある。新しい収益モデルの使用が認可された場合、（限られた例外を除き）機関購読契約も認可されたものとみなされる。 和解合意の項3.5（b）（iii）を参照されたい。

	使用	説明	権利保持者が受け取ることができる収益の分け前	和解による既定の処置	既定の処置の変更
A.5	パブリックアクセス	非営利の高等教育機関と公共図書館からの要求に応じて、無償の使用許諾を提供すること（「機関購読契約」モデルにおける使用許諾に類似）。コピー／貼り付けおよび注釈付けは許可されない。 Registryの承諾を得て、同時ユーザーごとの年間料金と印刷ページごとの料金を営利企業にパブリックアクセス端末を設置すること。	図書館（印刷が可能）と非営利の高等教育機関におけるパブリックアクセス - ページごとの印刷料金の分け前を受け取る。 その他の場所（営利企業など）： - 同時ユーザーごとの料金とページごとの印刷料金の分け前を受け取る。 注：「パブリックアクセス」使用モデルでは、RegistryではなくGoogleが収益を集めて、権利保持者に分配される分け前をRegistryに送る。 和解合意の項4.8を参照されたい。	市販されている書籍：認可されない。権利保持者が認可できる。 市販されていない書籍：認可される。	RegistryまたはGoogleに指示することで、認可と認可の取り消しがいつでも可能である。
A.6	特定の広告使用	- プレビュー使用ページ、または1冊の書籍に専用のWebページに広告を表示するGoogleの権利。和解合意の項3.14を参照されたい。 - その他のGoogle製品／サービスに広告を配置するGoogleの権利（検索結果ページやGoogleマップなど）	- プレビュー使用ページ、または1冊の書籍に専用のWebページに表示される広告から生じる収益の分け前が権利保持者に支払われる。和解合意の項4.5を参照されたい。 - その他の場所に配置される広告から生じる収益の分け前は支払われない。	市販されている書籍：権利保持者がプレビュー使用ページ、および1冊の書籍に専用のページへの内容表示を認めない限り、認可されない。 市販されていない書籍：認可される。 ただし次の制約に注意： 複数の書籍または他の内容をユーザーが検索しても、ページから広告が排除される可能性がないこと	RegistryまたはGoogleに指示することで、広告の「表示使用」に関する承認と排除が可能である。 ただし次の制約に注意： 複数の書籍または他の内容をユーザーが検索しても、ページから広告が排除される可能性がないこと

	使用	説明	権利保持者が受け取ることができる収益の分け前	和解による既定の処置	既定の処置の変更
A.7	抜粋表示。 「前付け表示」（文献 目録ページ や目次など）	抜粋表示とは、ユーザーによる検索語ごとに最大3つの「抜粋」（それぞれが約3～4行の文章）をGoogle製品／サービスのユーザーに表示することである。	広告が、1冊の書籍に専用の抜粋表示ページに表示され、オンライン書籍ページ表示である場合、権利保持者は広告収入の分け前を受け取る。	市販されている書籍：認可されない。権利保持者が認可できる。 市販されていない書籍：認可される。	RegistryまたはGoogleに指示することで、認可と認可の取り消しがいつでも可能である。

B. 権利保持者に対する収益を生み出さない使用

	使用	説明	権利保持者が受け取ることができる収益の分け前	和解による既定の処置	既定の処置の変更
B.1	非表示使用	公衆に対する書籍のコンテンツ表示を伴わない使用である（書誌情報の表示、全文索引、書籍の各章の重要な語のアルゴリズムックリスティングなど）。 和解合意の項3.3を参照されたい。	なし	すべての書籍：認可される。	権利保持者は非表示使用を排除できない。しかし、権利保持者は書籍を除外することで、非表示使用（およびすべての表示使用）を不可能にすることができる。
B.2	完全参加図書館による使用	書籍の図書館デジタルコピー（Library Digital Copy : LDC）を伴う、「完全参加図書館」による、認可される使用であり、以下が含まれる。 - 保存用のLDCを作成すること（1） - 印刷物を読むことが困難なユーザーにLDCへのアクセスを提供すること（2） - 他の方法では書籍を利用できない場合に、規定された状況で、印刷物の代用となる書籍コピーを作成すること（3） - 検索ツールと索引ツールに関連して抜粋をユーザーに表示すること（4） - 権利の所在が不明な著作物に関する法律に従ってLDCを使用すること（5） - 上記の（5）に含まれる（5 pp.）、教職員と研究員による教室での使用（6） - 上記の（5）に含まれる（5 pp.）、個人使用と学術的使用（7） - 非消費的研究での使用（8） - 権利保持者またはRegistryが承認した、その他の合法的使用（9）	なし	（1）、（2）、（3）、（5）、（8）、（9）および（10）では、すべての書籍が認可される。 （6）および（7）では、市販されていない書籍が認可される。 市販されている書籍の権利保持者は（4）を排除できる。	権利保持者は完全参加図書館による使用を排除できない。しかし、権利保持者は書籍を除外することで、完全参加図書館による使用（およびすべての表示使用）を不可能にすることができる。

		• 他の完全参加図書館にLDCの管理を委任すること(10) 詳細については、和解合意の項7.2(b)を参照されたい。スキャンのために書籍をGoogleに提供する図書館がすべて完全参加図書館とみなされるわけではない。和解合意では、図書館による特定の使用も明確に禁止されている。和解合意の項7.2(c)を参照されたい。			
B.3	研究コーパス関連の使用	図書館においてGoogleがデジタル化したすべての書籍のコピーは、米国に拠点が置かれる「研究コーパス」に組み込まれる。研究コーパスには、限られた数の「ホストサイト」を介してアクセスできる。 「資格のあるユーザー」は、「非消費的研究」のために研究コーパスのデータを使用できる(通常は、知的内容を理解するために書籍の大部分を研究者が読んだり表示することを伴わない、コンピュータによる書籍分析)。 和解合意の項7.2(d)を参照されたい。	なし	• 使用が許可される。書籍が除外されない限り、使用を排除することはできない。	通常、権利保持者は研究コーパス関連の使用を排除することはできない(しかし、市販されている書籍の権利保持者は、それらの書籍を「引き揚げる」ことができる)。権利保持者は常に、書籍を完全に除外することで、研究コーパス関連の使用(およびすべての表示使用)を不可能にすることができる。

1. 和解合意の概要

和解の結果として、Googleは、2009年1月5日までに出版書籍をすべてデジタル化することができる。また、能動的に和解から離脱する権利保持者のみ、デジタル化に対して訴訟を起こすことができる。また、Googleは、一般的な事業目的（研究アルゴリズムの開発など）に研究コーパス（基本的に、現在出版されているかどうかに関係なく、Googleがデジタル化した全作品の集合を指す）を十分に活用することができる。

出版社にとってこの和解は、デジタル化された著作権のある作品をGoogleが商業利用することをコントロールすることを意味する。これには、Registryを通じて使用を管理するという義務が伴う。同様に出版社にとってこの和解は、完全参加図書館によるデジタルファイルの使用を全体的にコントロールすることを意味する。この和解で明示的に認可されていない使用（「公正使用」とみなされるかどうかを問わず）に関しては、権利保持者の追加承諾を得なければならない。

基本的に、和解合意は、次のような書籍 / 挿入物の権利保持者に対して自動的に影響を及ぼすことになる。

- 2009年1月5日までに出版され、かつ米国において著作権保護を受けるもの。
- 米国においてGoogleによってデジタル化されている（将来、デジタル化される場合を含む）もの。
- 米国作品の場合、2009年1月5日までに米国著作権局に登録されている（書籍 / 挿入物を米国作品として登録できるのは、最初に出版されたのが米国である場合か、米国と他の国で同時に⁴出版された場合のいずれかである）もの。
- これらの種類の出版物を米国領土において和解合意に明記されている通りに使用すること。

Googleの別のパートナープログラムを通じて、出版社は、和解合意の対象とならない書籍をGoogleが利用することを認めることができる。

次の刊行物は、この和解の対象とならない。

- 雑誌
- 書籍に含まれるグラフィック作品（児童向け書籍に含まれる挿絵を除く）と写真
- 米国外におけるGoogleのBook Searchの「抜粋表示」
- 米国外における、この和解で認可されていない使用

和解合意によれば、影響を受ける権利保持者は、図書館蔵書からデジタル化された著作権のある作品の特定の使用をGoogleに認可する。

自動的に認可される「絶版書籍」の使用には、書籍へのオンラインアクセスの販売や電子書籍データベースの機関購読契約の販売が含まれる（米国においてのみ）。また、絶版書籍（および、一部の使用では、発行書籍）の特定の使用を特定の図書館に許可することも含まれる。上記のB.2と下記のパラグラフ8を参照されたい。権利保持者はいつでも、RegistryまたはGoogleに指示す

⁴米国著作権法では、「同時に」の意味が定義されていない。ベルヌ条約では、出版日の差が30日以内である場合、作品が同時に出版されたとみなされる。

登録には手間と費用（35～45米ドル）がかかるため、未登録作品を和解の対象としたい場合は、「同時に」という語句を非常に厳密かつ字義通りに解釈するほうが好都合である。この解釈について指針を示すことはできないため、この点に関して請求 / 証明を行う場合、権利保持者は誠意を持って臨む必要がある。

ることで、権利保持者の書籍の表示使用のいずれか、一部、またはすべてから書籍を排除することができる（Registryは、この目的のためにオンライン「管理」ツールを提供する）。これに代わる方法として、権利保持者の書籍をGoogleおよび図書館のデジタルコピーから完全に除外することを要求することもできる。下記のパラグラフ4および5を参照されたい。

自動的に認可される、「発行書籍」（2009年1月5日まで出版されている）の使用は、特定の米国図書館による、規定された使用のみである。さらに、権利保持者は、Googleが自主的に表示使用を、著作権のある、権利保持者の発行書籍に拡張することを認可することもできる。

権利保持者はいつでも、発行書籍と絶版書籍を完全に除外することを要求できる。書籍の除外は技術的に可能な限り完全に行われ、図書館使用を含め、Googleおよびその他のユーザーによる表示使用が防止される。下記のパラグラフ4および5を参照されたい。

Googleは、和解によって（絶版書籍の場合）または権利保持者によって（出版書籍の場合）認可された使用の一部から収益を生み出す。和解合意では、それらの収益の一部を権利保持者の取り分として規定している（通常は、Googleが収益の37%、権利保持者が63%をそれぞれ受け取る）。限られた例外を除き、出版社／著作者が管理するRegistryを通じて収益が集められ、分配される。下記のパラグラフ10を参照されたい。

さらに、和解合意によれば、Googleは、2009年5月5日またはそれ以前に無認可でデジタル化された作品の権利保持者に対して1回限りの現金支払いをすることに同意する。下記のパラグラフ3を参照されたい。

和解合意に基づく権利保持者による事実上の使用許諾は、非独占的である。和解合意に参加する権利保持者は直接またはRegistryを通じて、権利保持者の書籍を既にデジタル化している、またはデジタル化できる、Google以外の第三者（Googleと直接競合する者を含む）と同様の契約を結ぶことができる。

和解合意における「書籍」の定義には、2009年1月5日以降の発行書籍は含まれない。また、著作権のある定期刊行物、新聞、雑誌、シートミュージック、および多くの場合、視覚的作品（写真、大半の挿絵、地図、絵画）も含まれない。デジタル化された書籍に文章以外の素材が含まれる場合、書籍の権利保持者がこれらの素材の著作権を保有しない限り、作品を表示する際にこれらの素材は非表示にされる（たとえば、出版社が書籍に含まれる写真の権利を保有する場合、出版社はGoogleが写真を表示することを認可できる）。それ以外の場合、定期刊行物、雑誌、歌詞など、書籍に含まれる文章素材は「挿入物」であり、他の適格基準を満たす挿入物（たとえば、2009年1月5日までに出版された（米国作品の場合は、この日付までに米国著作権局で登録されている）作品に含まれる挿入物）がこの和解の対象となる。

2. 影響を受ける権利保持者

和解合意はすべての集団訴訟原告に適用される。すなわち、米国著作権法によって保護される作品において米国著作権を所有しているすべての人物または団体に概ね適用される。これには、米国においてこのような作品を出版する独占的権利を有する人物と、米国と著作権にかかわる関係を有する国において、米国外で出版された著作権作品を所有する者、またはかかる国の国籍を持つ所有者（たとえば、ベルヌ条約またはその他の著作権関連契約に基づいて）が含まれる。

和解通知書草案の勧告によれば、米国と著作権にかかわる関係を過去も現在も持っていない一部

の国のいずれかにおいて作品が出版されたことを権利保持者が確信している場合と、権利保持者が当該国に居住および拠点を設けている場合を除いて、権利保持者は、米国著作権法によって保護される作品の著作権を所有するものと想定すべきである。⁵

3. 既にデジタル化されている作品に対する現金補償

和解合意に従い、Googleは、無認可で2009年5月5日以前にGoogleがデジタル化した書籍または挿入物に対して、主たる作品ごとに1回限りの現金支払いを行うことに合意する。支払いの際、書籍／挿入物ごとのデジタルコピーの数は考慮されず、また、同じ書籍が複数の版（ハードカバーやペーパーバックなど）で出版されたという事実があったとしても、その事実は考慮されない。詳細については、和解合意の項5.1を参照されたい。

支払金は、権利保持者の明示的な要求に応じて、和解管理者／Registryを通じて分配される。権利保持者は、和解通知書のQuestion 9Dに詳しく記載されている手順に従い、2010年1月5日までに現金支払いを正式に請求する必要がある。

和解から完全に「離脱する」ことを決めた権利保持者には、現金支払いを請求する資格がない。その他の権利保持者は、無認可でデジタル化された書籍を除外したり、このような書籍を、報酬を伴うすべての使用から排除した場合でも、現金支払いを請求する資格を有する。

受け取ることができる現金支払額は、デジタル化された作品の種類によって異なる。和解合意によれば、Googleが和解基金として支払う義務がある最低額は、書籍の場合は主たる作品ごとに60米ドル、全体的挿入物の場合は挿入物ごとに15米ドル、部分的挿入物の場合は挿入物ごとに5米ドルである。権利保持者に対する現金支払いはRegistryによって分配される。⁶請求する権利保持者の数に応じて、各権利保持者はこの最低額から上限までの間の金額を受け取ることができる。権利保持者は、和解合意の一部を成す割り当てプランと著作者出版社手順に従い現金支払いを受ける（取り分は、発行書籍の場合、著作者と出版社の契約によって決まる。絶版書籍の場合、貸し出し作品では出版社に100%、編集が取り消された書籍では著作者に100%が支払われる。1987年以前の絶版書籍の場合、著作者に65%、出版社に35%、1987年以後の絶版書籍の場合、著作者に50%、出版社に50%がそれぞれ支払われる）。

4. 作品の除外

書籍（挿入物ではなく）の権利保持者は、Googleまたは完全参加図書館が書籍を使用するために用いていたすべてのサーバーまたはソースから書籍を削除または除外することをGoogleに対して要求できる（挿入物は「除外」できないが、Googleによるすべての表示使用から「排除」することはできる）。和解合意によれば、「除外」とは基本的に、表示使用とその他の使用の両方を完全に撤回することを意味する。⁷**ただし、表示使用を通じた商業的利用を継続したまま図書館使**

⁵ このような国として、アフガニスタン、エチオピア、イラン、イラク、サンマリノ、キリバス、北朝鮮、ナウル、パラオ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、バヌアツ、ツバルが挙げられる（これらの国は、独立以来、米国と著作権にかかわる関係を築いていないが、以前の政治的状況下で生じた義務を引き受けることができる）。和解通知書で参照されている、米国著作権局の回状 38a に記載されている情報は古いため、注意が必要である。

⁶ Google はさらに、管理費用として和解基金に 3,450 万米ドルを拠出する。この額で十分かどうかは、実践を積み重ねる中で明らかになるだろう。いずれにしても、権利保持者は最低額以上を受け取ることになる。
⁷ 除外要求において、除外される書籍のコピーを含むバックアップ記憶媒体を破壊することを Google または完全参加図書館が求められることはない。しかしながら、このようなバックアップ記憶媒体が復元された

用だけから書籍を除外することは不可能である。下記のパラグラフ5に示したとおり、すべての使用が権利保持者によって排除されるわけではなく（図書館使用など）、状況によっては権利保持者の選択肢が書籍の除外に限られる場合もある。

除外要求は、和解通知書のQuestion 9Dに規定されている手順に従ってRegistryを通じて行われる。Googleは、Registryを通じて正式な除外通知を受けてから30日以内に除外要求に応じなければならない。完全参加図書館は、90日以内に除外要求に応じなければならない。

除外要求の期限は2011年4月5日である。除外要求が行われた日付において書籍がまだデジタル化されていない場合、Google / 完全参加図書館は、この期限以降に受けた要求にのみ応じればよい。

2011年4月5日以降であればいつでも、権利保持者は、書籍がその時点で既にデジタル化されていることを条件として、規定された表示使用（上記の表のAを参照）から権利保持者の書籍を排除できるが、完全な除外を要求することはできない。権利保持者は、これらの使用の一部（完全参加図書館による使用など）を排除することはできない。かかる使用を防止する唯一の方法は、書籍の完全な除外を要求することである。

5. 作品の排除

権利保持者はいつでも、複数の提案された表示使用およびその他のGoogleサービスから権利保持者の書籍（またはその一部）を排除することを要求できる。

排除要求は、和解通知書のQuestion 9Fに規定されている手順に従ってRegistryを通じて行われる。Googleは、Registryを通じて正式な排除通知を受けてから30日以内に排除要求に応じなければならない。

権利保持者は、Googleの非表示使用も、完全参加図書館による使用も排除することができない。かかる使用を防止する唯一の方法は、書籍の完全な除外を要求することである。

6. 作品が市販されているかどうかの判断

書籍が「市販されている」かどうかにより、追加の認可を求めることなくGoogleが既定で許可される使用が決まる。

和解合意によれば、当該の時点において、権利保持者または権利保持者が指名した代理人が米国における1つ以上の伝統的販売経路を通じて書籍を新たに売りに出している場合、書籍は「市販されている」とみなされる。

「複数の第三者データベース」の分析と、「インターネット上で公表されている情報を基にした作品の販売状況の分析」に基づいて、作品が「市販されている」のか「市販されていない」のかを最初に判断することはGoogleに委ねられる。Googleがこれらの情報源からの情報を持っていない場合、Googleは最初に書籍を「市販されていない」とみなすことができる。

7. 「市販されている」 / 「市販されていない」の区分に対する異議

権利保持者とRegistryはいつでも、書籍が「市販されている」のか「市販されていない」のかを示すことで、Googleによる最初の区分に異議を申し立てることができる。

ときは、バックアップ記憶媒体から作成されたコピーからも書籍を除外しなければならない。

権利保持者は個別に、書籍が出版されているかどうかを判断できる。この判断は、著作者または出版社のどちらが、書籍を管理する資格とGoogleから収益の分け前を受け取る資格を有するのかを決める際に重要になる。書籍が出版されているかどうかを判断するため、権利保持者は著作者出版社手順を参照する必要がある（和解合意の付録Aの項3）。この手順によれば、次の基準のいずれかを満たす作品（書籍）が「出版されている」とみなされる。

- 書籍が著作者-出版社契約の条件に基づいて「出版されている」。
- 出版社が（著作者-出版社契約に基づいて作品において出版社が保有できる権利に従って）作品の既存版または新版を出版するための具体的な手続きを出版社が引き受けたことを顧客に公表しており、当該の版が公表から12か月以内に出版される。

上記のいずれの基準も満たさない作品は、「絶版になった」とみなされる。これらの基準を適用した後でGoogleによる最初の区分に異議を申し立てることを希望する権利保持者は、Registryによって決められる手順に従って異議を申し立てることができる。権利保持者またはRegistryによる「発行書籍」と「絶版書籍」の区分に基づいて、Googleは、非表示書籍（発行書籍）または表示書籍（絶版書籍）から作品の扱いを変更しなければならない。Googleは、30日以内に区分の変更を実施しなければならない。ただし、Googleの義務はこれのみであり、和解合意では、誤った区分が適用されている期間に使用によって発生する損害に対して賠償を請求する可能性は規定されていない。

Registryは、発行書籍と絶版書籍の正しい区分に関する著作者と出版社の間の紛争を解決する一定の自由裁量権を有する。

市販されている作品と市販されていない作品の正しい区分に関するGoogleと権利保持者 / Registryの間の紛争は、和解合意の紛争解決制度に従って解決しなければならない。

8. 図書館使用

また、和解合意によれば、権利保持者は、「完全参加図書館」の蔵書から最小限の書籍をデジタル化することをGoogleに許可することの対価としてGoogleとのデジタル化契約に基づいて完全参加図書館が受け取る、デジタル化された書籍の「図書館デジタルコピー」の特定の使用を各完全参加図書館に認可する。これらの使用の概要を表のB.2に示す。完全参加図書館は、特定の義務（主に使用とファイルセキュリティに関する義務）を順守しなければならない。和解合意の項8を参照されたい。

Registryは、図書館が完全参加図書館になることができるかどうかに関する（限定的な）承認権を有する。和解合意では、将来において完全参加図書館になるための基準を満たす一部の図書館が事前承認される（和解合意の付録G）。

和解が有効になれば、図書館による図書館デジタルコピーの受け取りを権利保持者が許可しない場合、完全参加図書館のみ、将来、Googleから図書館デジタルコピーを受け取ることができる。参加図書館の詳細については、和解通知書のQuestion 7を参照されたい。

9. 著作者出版社手順

和解合意の一環として、訴訟の著作者下位集団と出版社下位集団は、書籍または挿入物に関する各自の権利を決める手順と、相反する排除 / 除外命令、「絶版書籍」と「出版書籍」の区分、収益の分配などに関する紛争の解決方法について同意に達した。同意内容は、和解合意の付録Aに

記載されている。その概要が和解通知書のQuestion 10に記載されている。

和解合意から完全に離脱しなければ、著作者と出版社は、これらの手順を和解関連の特定の紛争に適用することに同意したことになる。これらのことが明示的に、和解合意および関連のGoogleプログラムの文脈を離れた権利紛争に影響することは一切ない。

10. Book Rights Registryの組織構成、権限および義務

和解合意では、著作者を担当する理事と出版社を担当する理事が同人数の理事会によって運営される非営利法人（Book Rights Registry）の設立が規定されている。Registryは除外 / 排除 / 包含要求を処理し、限られた例外を除き、和解合意に基づいてGoogleと権利保持者に支払うべき収益の分配を担当する。著作者出版社手順に規定されている規則に従って、著作者 / 出版社は0:100 ~ 100:0の比率範囲で分け前を受け取る。

また、Book Rights Registryは、特に権利保持者間の紛争解決に関して重要な権限を有している。さらに、Registryは、一部の価格設定方法（機関で使用するための購読契約など）にも関与する。詳細については、和解合意の項6を参照されたい。

Registryの拠点はニューヨークに設けられる可能性が高い。また、和解合意によって明示的には予測されていないが、米国以外の権利保持者が関与する見込みがある。

11. 雑則

和解合意には、データの安全保護に関する条項も含まれている。また、図書館使用条項の一部として、視覚障害者によるデジタルファイルへのアクセスや参加図書館に課せられる義務といった問題が取り上げられている。これらの一部を上記の表のB.2に示す。ただし、特定の出版社にとっては詳細を知ることが重要な場合があるが、この報告書では簡潔にするために詳細を省略している。